挨拶

全国被害者支援ネットワーク専務理事の秋葉勝です。

犯罪被害者週間全国大会 2019「いのち きぼう 未来」の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。 皆様には、日頃より全国被害者支援ネットワーク及び各支援センターの活動にご支援、ご協力を賜り 誠に有難うございます。

本年は、犯罪被害者等基本法が成立し 12 月で 15 年の節目を迎えます。この基本法では、犯罪被害者の権利や利益の保護を図るため、国や地方自治体の責務を定めています。この基本法の成立を受けて平成17年に策定された犯罪被害者等基本計画は、平成28年4月から第3次の計画が推進されており、各省庁が進める施策の推進状況は犯罪被害者白書で明らかにされています。国は、裁判に被害者参加制度の導入、犯罪被害給付制度の見直しなど施策を着実に進めています。一方、地方自治体による犯罪被害者支援の仕組み作りはあまり進んでいないと思います。犯罪被害者のニーズにきめ細かく応え、継続的な支援の仕組み作りには、犯罪被害者に特化した条例(以下「特化条例」と略す。)の制定が不可欠です。しかし、この条例を制定しているのは18道府県、6政令市、272市町村にとどまっています。東京都、高知県、大阪市においては、来春の制定を目指し特化条例に取組まれています。こうした条例の制定にハートバンド「被害者が創る条例研究会」が果たした役割は大きく、すべての自治体に特化条例が制定されることを願っています。

来年度は第4次犯罪被害者等基本計画が策定される年です。犯罪被害者や遺族、その家族の声は極めて重く、ハートバンドをはじめ自助組織が声を挙げていただき、是非、施策に反されるよう活動を進めていただきたいと思います。

さて、全国被害者支援ネットワークは、基本的方針を「全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えることができる活動」と定めております。各被害者支援センターが犯罪被害者早期援助団体の指定を受け活動しており「全国のどこにいても」支援が受けられる体制は整いました。しかし、「いつでも」については、24時間電話相談に対応することは人材の確保と財政的な問題から困難です。

ネットワークとしては、これを補完するため「犯罪被害者等電話サポートセンター」を文京区に設置し、昨年 4 月からナビダイヤル 0 5 7 0 - 7 8 3 - 5 5 4 (ナヤミはココヨ)を使い、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)を除き、年中無休で午前 7 時 30 分から午後 10 時まで電話相談業務を行っています。

この電話は、各地の被害者支援センターが相談電話を開設している時間帯(センターにより異なるが、午前 10 時から午後 4 時)はお住まいの支援センターに、閉庁している時間帯(午後 4 時から午後 10 時)はネットワークに繋がります。昨年度は、1545 件(月平均 129 件)の相談があり、支援センターに引継ぎ面接相談や付き添い支援に繋げたのが 4 1 件ありました。本年度も 10 月までに 1019 件の相談があり 11 件をセンターに引継ぎました。相談は、強制わいせつや性に絡む被害、金銭トラブル、SNS利用による被害、暴行・傷害の被害、交通事故に絡む被害など多岐にわたります。

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者の現状を知ってもらうため広報活動に力を入れており、本年6月末まで2年間、財団法人ACジャパンの支援を受け、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等で支援キャンペーンのCMを流し、犯罪被害者支援を広く知らしめることができたと思っています。

今年7月からは、Twitterや Facebook・instagram、Youtube など SNS を利用した広報を展開しています。Twitterや Facebookには、各支援センターのイベント情報やお知らせ、ネットワークからのお知らせを載せています。動画には、強制わいせつ被害に遭った女性が支援センターの支援を受けて立ち直る姿を描いた「春が来た」と、飲酒運転の犠牲になった少年の家族の物語を描いた「ロスタイム」という2編を制作し配信しています。

ハートバンドは、北海道から沖縄まで、犯罪被害者団体が集う唯一のネットワークで、犯罪被害者や遺族にとって極めて重要な組織です。犯罪被害の態様は様々ですが、被害者の抱える問題は共通です。各団体が連携を深め、交流や情報交換によって、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようご支援いただきたいと思っています。

この全国大会を機に被害者の権利が守られ、社会正義が実現する機運が醸成されることを祈念しご挨拶とさせていただきます。

以上